

令和 2 年度  
社会福祉法人指導監査結果報告書

中津市福祉部監査指導室

## I 指導監査の実施方法について

社会福祉法人の指導監査については、関係法令・通知、中津市社会福祉法人指導監査実施要綱、中津市所管社会福祉法人指導監査実施方針等を基に、実地にて監査を行った。

社会福祉法人については、公益性・非営利性を確保する観点等から、平成29年4月1日に施行された改正社会福祉法により、①経営組織のガバナンスの強化、②財務規律の強化、及び③事業運営の透明性の向上が義務付けられたところである。

令和2年度の指導監査については、改正後の2回目の監査ではあるが社会福祉法に定める運営体制が確保されているかどうかを重点事項とし、(i) 評議員の選任及び評議員会の招集・運営に関する事項、(ii) 評議員、理事及び監事の報酬に関する事項、(iii) 事業運営の透明性の向上に関する事項についての確認を行った。

その他、役員を選任状況、理事会の開催状況、法人の契約手続きの状況、会計及び現金管理の状況、社会福祉法人内での資金移動の状況等についても実地にて監査を行った。

## II 指導監査の実績について

### 1 指導監査における評価基準

指導監査を行うにあたっては評価基準を設け、「文書指摘事項」「口頭指摘事項」「助言事項」の3項目に分類した。文書指摘事項及び口頭指摘事項については、法人に対して文書により通知を行った。文書指摘事項については、是正改善状況又は改善計画について報告期限を設け、法人から文書による報告を求めた。

文書指摘事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 関係法令、通知等に抵触しており、その内容が比較的著しい事項</li><li>・ 以前に口頭指摘を受けた事項で、数年経過しても是正・改善されていない事項</li></ul>
口頭指摘事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 関係法令、通知等に抵触しているが、その内容が比較的軽微な事項</li><li>・ 改正された法令、通知のうち、周知期間が十分経過していないものに抵触しているが、重大な支障を生じていない事項</li></ul>
助言事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 不備の程度がより軽微な事項及び社会通念に照らして改善が望まれる事項</li></ul>

### 2 指導監査の改善指導件数

令和2年度に実施した指導監査における指摘件数は、下記のとおり。

中津市所轄の 社会福祉法人数	令和2年度監査 実施法人数	改善指導件数		
		文書指摘件数	口頭指摘件数	合計
29	10	35	13	48

### 3 指導監査の指摘内容

令和2年度に実施した指導監査の文書及び口頭指摘件数の法人別内訳は、以下のとおり。指摘内容については、各会議が適正な手続きにより開催されていない事例、決算書類の事務所への備え置きが適正期間行われていない事例が見受けられた。

また、登記の遅延、地上権又は賃借権の未設定等、これまでの監査と同様の指摘が今年度も見受けられた。加えて、前回監査での指摘事項の改善が不十分な法人も見受けられた。

## Ⅲ 指導監査結果の総括について

### 1 役員等（評議員、理事及び監事）の選任について

役員等の選任に際して、当該候補者が社会福祉法等に定める要件を有しているかの確認について、不備がある事例が見受けられた。

当該候補者が社会福祉法に規定する欠格事由に該当しないことや暴力団員等の反社会的勢力の者でないことを証する書類として、誓約書等を徴取すること等により候補者本人にこれらの者に該当しないことの確認を行うよう、改善を促した。

また、当該年度に開催される理事会や評議員会を2回連続して欠席している役員等が見受けられるため、会の開催日時に留意するよう改善を促した。

### 2 評議員会の開催について

評議員会の開催については、理事会で評議員会の日時及び場所並びに議題・議案を決議し、評議員会の1週間前までに評議員に対して通知する必要がある。しかしながら、理事会で評議員会の日時及び場所並びに議題・議案が決議されていない又は決議前に評議員会の通知がされている事例が見受けられたため、適切に評議員会を開催するよう促した。

### 3 計算書類の備え置きについて

社会福祉法第45条の32第1項や各法人経理規程より、計算書類等（各会計年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに監査報告）については、定時評議員会の日から2週間前の日から法人の主たる事務所に備え置くこととなっている。

以上より、定時評議員会の2週間以上前の理事会で計算書類等の決議を得て、計算書類等を事務所に備え置かなければならないが、理事会と定時評議員会の間が2週間あいていない事例が見受けられたため、適切に評議員会を開催するよう指導を行った。

### 4 会計区分・科目について

理事会や評議員会等法人運営に係る費用を本部会計に計上していない事例や、役員

等報酬を異なった科目で計上している事例が見受けられた。社会福祉法人会計基準に従って計上するよう指導を行った。

## 5 地上権又は賃借権の設定について

過去の監査で数回指摘したが改善されておらず、借地の登記を行っていない事例が見受けられる。早急に改善するよう指導を行った。